

## 花巻農業協同組合と東京農業大学との包括連携協定書

花巻農業協同組合と東京農業大学は、次の条項により両者の包括的な連携のための協定を締結する。

### (目的)

#### 第1条

花巻農業協同組合と東京農業大学は、包括連携により、農業及び関連産業の活性化に貢献しうる活動を展開すると共に、農業振興への支援並びに地域農業環境保全への支援活動を開拓することにより、国内農業における農業生産と物流、農業生産における環境問題の解決に貢献することを目的とする。また、この連携を通して国内農業における人材の育成に努める。

### (包括連携の内容)

#### 第2条

包括連携の内容は、以下のとおりとし、細目及び具体的な実施内容については両者協議のうえ決定する。

- (1) 農業及び関連産業の活性化に向けた連携
- (2) 農業開発への支援を通じた地域農業振興活動における連携
- (3) 教育・研究・文化振興に関する連携
- (4) 就職及び就農支援による人材育成に関する連携
- (5) その他両者の協議により必要と認める連携

### (相互協力事業)

#### 第3条

両者は、相互の施設・設備等の活用等包括連携事業に必要な便宜について、可能な限り供与するよう努めるものとする。なお、連携の細目や具体的な実施内容並びに相互の協力その他の事項を定める協議において、個別の案件ごとに契約または覚書等が必要となった場合は、別途両者が合意する条件にて取り交わすことができるものとし、当該契約または覚書等で合意されたものを除き、両者はこれらの事項に関して何らの法的義務を負わないことを確認する。

### (協定の有効期間)

#### 第4条

この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに花巻農業協同組合と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### (秘密保持)

#### 第5条

1. 花巻農業協同組合及び東京農業大学は、本包括連携協定書締結に関連して知り得た相手方の秘密情報を秘密として保持し、相手方の文書による事前の承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報は、この限りではない。

- (1) 開示の際、既に公知となっていたもの
- (2) 開示後に両者の責によらずに公知となったもの

(3) 受領者が既に保有していたもの

(4) 受領者が第三者から秘密保持義務を課されることなく受領したもの

(5) 相手方の秘密情報によらずに独自に開発したもの

(6) 法令、裁判所もしくは行政機関の命令により開示を強制されたもの

2. 本条の秘密保持義務は、本協定書有効期限失効後も2年間有効に存続する。

### (その他)

#### 第6条

この協定書の各事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項について定める必要が生じたときは、双方誠意をもって協議し対応するものとする。

### (法的拘束力)

#### 第7条

第4条及び第5条に定めるものを除き、本協定書の各条項は法的拘束力を有しないものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、双方その1通を保有する。

平成 29 年 1 月 30 日

岩手県花巻市野田316番地1

花巻農業協同組合

代表理事組合長

高野克己



東京都世田谷区桜丘一丁目 1 番 1号

東京農業大学

学長

高野克己

